

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

災害に係る通信，出動命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 2 5 日付けで諮問（第 8 7 4 号）された災害に係る通信，出動命令等の消防指令業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から，刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき捜査のため，消防局警防課通信指令担当で保有する通報内容の照会がなされた。刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は，目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。

神奈川県藤沢警察署司法警察員に通報内容を目的外に提供することについて，条例第 1 2 条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 通報内容に係る個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

2017年(平成29年)4月25日午後6時38分の119番入電時の通報内容を含む音声データ。

なお、当該データには、救急車を向かわせる住所、施設名、救急車が必要になった経緯、傷病者の年齢、性別及び状態並びに通報者の氏名等が含まれている。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、介護施設内で洗剤を誤飲して救急搬送された傷病者が、その後、病院で亡くなったことについて、遺族側が弁護士を通じ施設側の管理責任について業務上過失致死で訴えるとして、藤沢警察署に告訴があり事件の捜査を行っているとの説明があった。施設職員からの通報内容を記録した音声により、通報時の状況を確認したいとのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、災害に係る通信、出移動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、証拠隠滅を図られる可能性がある等捜査の遂行に支障が生じることを藤沢警察署司法警察員に確認した。

以上から、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提供方法

個人に関する管理情報はハードディスクに記録されており、媒体(CD-R)

で提供するが、提供する際は必要部分のみを選択し、提供するものとする。

(5) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 捜査関係事項照会書について（回答）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、介護施設内で洗剤を誤飲して救急搬送された傷病者が、その後、病院で亡くなったことについて、遺族側が弁護士を通じ施設側の管理責任について業務上過失致死で訴えるとして、藤沢警察署に告訴があり事件の捜査を行っているとの説明があった。施設職員からの通報内容を記録した音声により、通報時の状況を確認したいとのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、災害に係る通信、出動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、証拠隠滅を図られる可能性がある等捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上